

Title	ブルゴス市寡頭支配者層の成立と王権（1250-1350年）
Author(s)	大内, 一
Citation	Estudios Hispánicos. 1989, 14, p. 57-84
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/97915
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

ブルゴス市寡頭支配者層の成立と王権 (1250-1350年)

大 内 一

はじめに

11世紀から13世紀前半のカスティーリャ諸都市に関する研究は、カスティーリャ諸都市がこの時期に経験した社会階層の分化の結果、次第に政治的、経済的、社会的権力を蓄積して台頭してきた集団の存在を実証している。この集団がいわゆるカバリェロス・ビリャーノス(平民騎士)である。彼らは平民身分であったが、家系騎士と同様に軍馬や武器、甲冑などを自費で準備し騎士として実戦に参加することで国王から様々な法的、経済的特権を獲得した。この集団の重要性は、基本的には、都市の防衛やレコンキスタ戦争において彼らが果たした軍事的役割に由来するものであり、平民騎士たるには、①都市内に屋敷を有し、居住する市民であること、②30マラベディー以上の価値の軍馬を所有すること、③槍や甲冑などの武具一式を装備すること、の3つの条件を満たさなければならなかった⁽¹⁾。従来から《本来の貴族でも農民でも商人でも手工業者でもない》⁽²⁾と表現されてきた平民騎士の起源に関しては、レコンキスタ戦争との関連で、ドゥエロ川以南の諸都市の平民騎士を例に、その牧人＝戦士としての性格がしばしば取り上げられてきた⁽³⁾。しかしながら、一方では、牧人＝戦士出身の平民騎士の他に、商業や手工業に従事することで富裕化し平民騎士になった者の存在も実証され、その起源の多様性が認められている。例えば、レオンではとりわけ手工業者出身、バリャドリッド、マドリッドでは商人出身の平民騎士の存在が確認されている⁽⁴⁾。ブルゴス市の平民騎士に関しても、テオフィロ・ルイスの研究によって、平民騎士の多くが商業に従事していたことが確認されている⁽⁵⁾。また逆に、セゴビアに関しては、マルティネス・モロが、平民騎士層と商業従事者もしくは手工業従事者との間に断絶

が在ることを実証している⁽⁶⁾。

本稿は、国爾尚書史料の中で《カベサ・デ・カスティーリャ》や《カマラ・レアル》と称され、当時のカスティーリャ王国の首都としての役割を果たしたブルゴス市において、13世紀期半ばから徐々に寡頭支配を確立していく平民騎士層の台頭過程を王権との関係において考察するものである。

注

- (1) A.M.B., Sec. Hca., n.138, cit. por J. A. Bonachía y J. A. Pardos, *Colección Documental del Archivo Municipal de Burgos : Sección Histórica (931-1515)*, Burgos, 1983, p.62, n. 29. 理論的には、平民騎士の身分は世襲でも終身でもなく、彼らは少なくとも年に1度、甲冑に身を包み、武器やその他の騎士の装備一式を揃えて馬で行進し、自ら平民騎士たるところを証明しなければならなかった。この儀式は《アラルテ》と呼ばれた。1348年のアルカラー・デ・エナーレスにおけるコルテスで、アルフォンソ11世は一定以上の財産を有する市民に600マラベディー以上の価値の軍馬を購入することを義務付けた。こうして誕生した平民騎士は総称として資産(クワンティア)騎士と呼ばれた。*Cortes de los antiguos reinos de León y de Castilla* (以下、*Cortes de León y de Castilla*), I, cap.57, p.614. "...que estos atales que sean tenudos delos mantener, et nos que demos omnes ciertos de quien fíemos por las comarcas que los rrequieran porque los conpren e tengan ffasta el día de Sant Miguel de Setiembre primero que viene, e que sean los cauallos que cada vno ouier a mantener de quantia de seysçientos marauedis cada vno o dende arriba e tales que puedan sofrir omme arma do e seruir con el;..."
- (2) S. Moreta, *Malhechores-Feudales. Violencia, antagonismos y alianzas de clases en Castilla, siglos XIII-XV*, Madrid, 1978, p.164.
- (3) A. Barrios García, *Estructuras agrarias y de poder en Castilla. El ejemplo de Avila (1085-1320)*, Salamanca, 2 vols, 1983 y 1984; J. Martínez Moro, *La tierra en la comunidad de Segovia. Un proyecto señorial urbano (1088-1500)*, Valladolid, 1985; L. M. Villar García, *La Extremadura castellano-leonesa. Guerreros, clérigos y campesinos (711-1252)*, Valladolid, 1986. などを参照。
- (4) C. Estepa Díez, *Estructura social de la ciudad de León*, León, 1977; A. Rucquoi, *Valladolid en la Edad Media*, Valladolid, 1987; R. Ribert, *El concejo de Madrid. Su organización en los siglos XII al XV*, Madrid, 1949.
- (5) Teófilo Ruiz, "The Transformation of the Castilian Municipalities: The case of Burgos (1248-1350)", *Past and Present*, 77, 1977, pp.3-32; "Prosopografía burgalesa", *Boletín de la Institución Fernán González (B.I.F.G.)*, n.184, 1975,

pp.476-499. 彼は、ブルゴス市の平民騎士の姓名および住所とイングランドやフランドルで商業活動を展開していたブルゴス商人の姓名および住所との一致を確認し、ブルゴスの平民騎士が商業活動に従事していたと言う結論に至った。

(6) J. Martínez Moro, *op. cit.*, pp.121-128.

第一章 ブルゴス商人と王権

イベリア半島西部のキリスト教徒の王国にとっての、イスラムに対する砦としてディエゴ・ロドリゲス伯によって884年に建設されたブルゴス市は、12世紀頃にはサンティアゴ巡礼路の要所として、またカスティーリャ王国の政治的中心としての役割を果たすようになり、14世紀には王国の首都としての役割だけでなくカスティーリャ王国の経済活動の重要な中心地としての発展を遂げた⁽¹⁾。

ブルゴスがカスティーリャ王国の商業的中心地になり得た要因の1つとして、従来からサンティアゴ巡礼路における同市の地理的条件の重要性および巡礼現象の結果としての同市内における資本の早期形成が指摘されてきた。ブルゴスにおいて13世紀半ばに始まった高利貸しに対する処置や1278年に国王アルフォンソ10世に対してブルゴス市が行った資金援助は、同市においてある程度重要な資本が早い時期から形成されていたことを示している⁽²⁾。マヌエル・バサス・フェルナンデスはサンティアゴ巡礼路がブルゴスの商業的發展の最も重要な要因であると述べ⁽³⁾、ガルシア・デ・バルデアベリャーノはカスティーリャ王国北部の《ブルジョワジー》の形成にとってサンティアゴ巡礼路および巡礼現象が果たした役割の重要性を強調している⁽⁴⁾。さらに、13世紀半ばのグラナダ王国を除くアンダルシアのほぼ全域の征服の後に、次第に増加・発展してきたカスティーリャ王国内の南北間の交易がさらにブルゴス市の発展に拍車をかけることとなった。また、カンタブリア海沿岸諸港とブルゴス市との商業的連携も重要な要因の1つである。なぜなら、カンタブリア海沿岸諸港の船主達はイングランドやフランドル、フランスなどのヨーロッパ市場とブルゴス市とを結ぶ役割を果たしていたからである。この点、すなわちバスク地方の諸港とブルゴス市との商業的連携の重要性に関しては、ビニャス・イ・メイが古くから指摘している⁽⁵⁾。こうして見ると、ブルゴス市はサンティ

アゴ巡礼路によってイベリア半島東西の商業交通、そして、アンダルシアとカンタブリア海沿岸諸港さらにはヨーロッパ市場とを結ぶ南北の商業交通の要所としての地位を獲得していたのであった。これらの地理的要因の他に、国爾尚書史料の中で《カベサ・デ・カステイーリャ》や《カマラ・リアル》と称されたブルゴス市の《王国の首都》としての性格から生じる政治的要因、さらに限定して述べれば、ブルゴス市もしくはその支配者層を形成してゆくブルゴス平民騎士層と王権との密接な関係も重要な要因として考慮しなければならない。

しかしながら、残念なことに、13世紀半ばから14世紀半ばにかけてのブルゴス商人の商業活動に関する研究は少なく、史料に関しても、前統計学的なものしか残っていない。したがって、彼らの商業活動を知るには今のところ間接的な史料に頼らざるを得ない。本章では、カステイーリャの歴代国王がブルゴス商人もしくはその商業活動の保護のために賦与した様々な特権を通して間接的にブルゴス商人による商業活動の発展を簡潔に紹介する。

ブルゴス市に最初に商業的特権を賦与したのはフェルナンド3世であった。1217年9月8日、国王フェルナンド3世はブルゴス商人に対して、ブルゴスからパレンスエラ、トルケマダを経由してパレンシアに至るいわゆる《国王の道》におけるポルタスゴ税の免除を行った⁽⁶⁾。また、その13年後の1230年、フェルナンド3世はブルゴス市に市場開催権を与えている⁽⁷⁾。もっとも、ブルゴス市内では13世紀初頭からすでに店舗による固定的商業が始まっており、様々な職業に従事していた者の存在が確認されている⁽⁸⁾。また、12、13世紀における様々な手工業者の存在も確認されている⁽⁹⁾。サンチェス・アルボルノスは13世紀および14世紀初頭における毛織物業の存在を指摘している⁽¹⁰⁾。さらに、ブルゴス商人は国王からカステイーリャ王国内での商業活動の展開に有利な諸特権を次々と獲得していった。1281年2月13日、アルフォンソ10世は輸入品への十分の一税の課税を荷揚げ時のみに限定した⁽¹¹⁾。これは、ある意味において、アルフォンソ10世が王国内の商業活動に障害となる国内関税の廃止を意図した現れと考えられる。続いて、2月15日、国王はブルゴス商人に対してカステイーリャ王国内におけるポルタスゴ税の免除特権を賦与した⁽¹²⁾。1285年5月24日、サンチョ

4世はフェルナンド3世がブルゴス商人に賦与した2つの特権（ブルゴス市内での市場開催権とパレンシアへの商品輸送に際するポルタスゴ税の免除）を確認し、さらに、ブルゴス商人から《国王の道》を通過してパレンシアへ商品を輸送するに際して課せられる全ての税を免除した⁽¹³⁾。1303年1月28日、国王フェルナンド4世は、ブルゴス商人に対し王国内の自由通行を許可すると同時に、国王役人やカスティーリャ諸都市の役人に対して、個人的債務以外の理由でブルゴス商人を拘留することを禁止した。これによってブルゴス商人は王国中を食糧や毛織物その他の商品を携えて自由に通行できることになった⁽¹⁴⁾。また、1304年4月7日と1309年2月28日にフェルナンド4世によって賦与された特権によって、ブルゴス商人は国境以外での商品の検閲を免れ、王国内を真の意味において自由に移動することが可能になった⁽¹⁵⁾。そして、1339年11月28日、国王アルフォンソ11世はブルゴス商人に対して、フランドル、モンペリエやその他の外地に赴くブルゴス商人が1年に1頭の割合で400マラベディー以下の荷馬を輸出する許可を与える主旨の特権を与えた⁽¹⁶⁾。当時の輸出禁止品目にあがっていた馬の輸出をブルゴス商人に限って許可したことは興味深い⁽¹⁷⁾。また、同日、アルフォンソ11世はブルゴス市に対して年市開催権を賦与した。その年市は自由市で毎年6月の聖フワンの日から15日間開催された⁽¹⁸⁾。もっとも、ブルゴスの年市はそれほど重要性を持たず、その開設の数年後にはメディナ・デル・カンポの大市に完全にとって代わられたのだが、ブルゴス商人はこのメディナ・デル・カンポの大市でも重要な役割を果たしていた⁽¹⁹⁾。

以上のような様々な商業的特権を国王から獲得し、商業活動を有利に展開することができたブルゴス商人の重要な家系の中には、12世紀にブルゴス市に定着した外国人商人の子孫達があった⁽²⁰⁾。13世紀のブルゴス平民騎士の中に見られるサンチェテル家、ギリエン家、ヒラルド家、さらに、14世紀前半でもっとも重要なブルゴス平民騎士の家系であるボニファス家も外国人商人の家系であった⁽²¹⁾。彼らは、サンティアゴ巡礼の増加、発展に伴って生じた商業から利益を挙げるためにブルゴスに定着して以来、ヨーロッパ北部の諸市場との関係を保っており、彼らを介してブルゴス市とそれらの国際的市場との間に接触がもたれるようになったのである⁽²²⁾。1248年から1350年という時期は、イタリア商人、とりわけジェノバ商人がカステ

イーリャ王国のその他の諸都市に定着し始めた時期であった²³⁾ことを考慮すると、この時期に、ユダヤ人やムデハルを除くと、ブルゴス市内で商取引を展開していた外国人商人の集団が見られなかったと言う事実は、ブルゴス商人の隆盛およびその国際的競争力の強さを暗示させる²⁴⁾。

ブルゴス商人が行っていた外国貿易は、基本的にカスティーリャ、イングランドとフランドルの間の三角貿易であった²⁵⁾。ブルゴス商人は、14世紀半ば以前には鉄や葡萄酒、蜂蜜、毛皮、アンダルシアの香料、皮製品、羊毛、馬(国王の許可がある場合)などのカスティーリャ王国産の商品をイングランドに運んで換金、もしくは羊毛に代え、その羊毛をフランドルに運んで、フランドルで高級毛織物やその他の手工業品を輸入してカスティーリャ王国内の各地でそれらを売りさばいた。1248年以前からブルゴス商人がヨーロッパ北部の商業的中心地を訪れていたことを証明する史料はあるが、このような商業活動が重要性をもつのは13世紀末になってからであった。このような外国貿易の発展は、この時期の国際政治、特にイングランド、フランスとカスティーリャとの間の外交関係に大きく左右されたことは言うまでもない²⁶⁾。

しかしながら、この頃からブルゴス商人が中距離国際貿易にもっぱら従事していたと考えるのは危険である。13世紀後半から14世紀初頭にヨーロッパのいくつかの商業中心地に出現した少数のブルゴス商人と、カウネドによって証明された15世紀の下四半世紀までに西ヨーロッパ全域に商業網を広げていたブルゴスの《国際商人》33家系²⁷⁾との間には大きな相違点があることは否定できない。むしろ、ここで扱う時期は、15世紀になってカスティーリャ王国とヨーロッパ北部との間に成立する確固たる貿易関係の基礎が築かれる時期、すなわち強い商業的絆が結ばれるまでの準備期間であったと考えるべきであろう。このような商業活動で富を得たブルゴス商人は、それを経済的基盤に平民騎士となり、徐々にブルゴス市の寡頭支配層を形成していくのであった。

注

- (1) 概観的な中世ブルゴス市の歴史に関しては、L. S. Fernández y otros, *Historia de Burgos*, II, *Edad Media*, 2 vols, Burgos, 1986 y 1988; J. Valdeón y otros, *Burgos en la Edad Media*, Valladolid, 1984. を参照。

- (2) *Historia de Burgos*, II, *Edad Media*, I, p.466.
- (3) M. Basas Fernández, *El consulado de Burgos en el siglo XVI*, Madrid, 1963, pp.29-31; María del Carmen Carlé, "Mercaderes de Castilla 1252-1521", *Cuaderno de Historia de España* (C.H.E.), XXI-XXII, 1954, p.175.
- (4) García de Valdeavellano, *Orígenes de la burguesía en la España medieval*, Madrid, 1969, p.88.
- (5) C. Viñas y Mey, "De la Edad Media a la Moderna. El Cantábrico y el estrecho de Gíblartar en la Historia política española" *Hispania*, V, pp.47-49.
- (6) A.M.B., Sec. Hca., n.132, cit. por J. A. Bonachía, *El concejo de Burgos en la Baja Edad Media (1345-1426)*, Valladolid, 1978, p.147. Apéndice documental, n.1.
- (7) J. García Sáinz de Baranda, *La ciudad de Burgos y su concejo en la Edad Media*, vol.1, Burgos, 1967, pp.420-421.
- (8) C. Carlé, "Mercaderes de Castilla", pp.165-169; G. de Valdeavellano, "El mercado. Apuntes para su estudio en León y Castilla", *Anuario de Historia de Derecho Español (A.H.D.E.)*, VIII(1931), p.53.
- (9) C. Carlé, "Mercaderes de Castilla", p.171; Teófilo Ruiz, "Prosopografía...", pp.482-499.
- (10) C. Sánchez Albornoz, *España, un enigma histórico*, II, p.120.
- (11) A.M.B., clasif. 134, cit. por Teófilo Ruiz, *Sociedad y poder real en Castilla*, Barcelona, 1981, p.56.
- (12) A.M.B., Sec. Hca., n.2689, cit. por J. A. Bonachía, *El concejo de Burgos...*, p.149. Apéndice documental, 3..
- (13) A.M.B., clasif. 120, cit. por *Colección Documental*, n.143.
- (14) A.M.B., Clasif. 104, cit. por *ibid.*, n.171.
- (15) A.M.B., clasif. 103 y 100, cit. por *ibid.*, n.174 y 178.
- (16) A.M.B., clasif. 96, cit. por *ibid.*, n.212.
- (17) 馬の輸出禁止に関しては, *Cortes de León y de Castilla*, I, Cortes de Valladolid (1258), n.12, p.57; Cortes de Jerez (1268), n.14, p.71; Cortes de Haro (1288), n.24, p.105; Cortes de Valladolid (1307), n.25, p.194; Cortes de Valladolid (1312), n.74 y 75, p.215; Cortes de Palencia (1313), n.17, p.225; Cortes de Burgos (1315), n.17, pp.277-278; Cortes de Valladolid (1322), n.43 y 44, pp.348-349; Cortes de Madrid (1339), n.14, pp.465-466 を参照。
- (18) A.M.B., Sec. Hca., n.98 cit. por J. A. Bonachía, *El concejo de Burgos en la Baja Edad Media (1345-1426)*, p.150. Apéndice documental 4.
- (19) メディナ・デル・カンポの大市に関しては, J. Valdeón Baroque, "Medina del Campo en los siglos XIV y XV"; M. I. del Val Valdivieso, "Medina del Campo en la época de los Reyes Católicos", *Historia de Medina del Campo y su Tierra*, Vol.1, Valladolid, 1986, pp.203-230 y pp.231-314, を参照。

- (20) C. Carlé, *Del concejo medieval castellano-leonés*, Buenos Aires, 1968, p.180.
- (21) Teófilo Ruiz, “Prosopografía burgalesa”, *Boletín de la Institución Fernán González (B.I.F.G.)*, n.184, 1975, pp.476-480.
- (22) Teófilo Ruiz, “The Transformation of the Castilian Municipalities. The case of Burgos, 1248-1350”, *Past and Present*, 77, 1977, p.30.
- (23) C. Carlé, “Mercaderes de Castilla”, p.231; C. Sánchez Albornoz, *España, un enigma histórico*, II, pp.126-127.
- (24) Teófilo Ruiz, “The Transformation of the Castilian...”, p.10.
- (25) この時期のブルゴス商人による外国貿易に関しては、Teófilo Ruiz, “Castilian Merchants in England, 1248-1350”, *Order and Innovation in the Middle Ages. Essays in Honor of Joseph R. Strayer*, New Jersey, 1976, pp.173-186; C. Carlé, “Mercaderes en Castilla (1252-1512)”, *C.H.E.*, XXI-XXII (1954), pp.230-298 を参照。
- (26) この時期、イングランド王エドワード1世による外国商人、とりわけカスティーリャ商人への優遇政策、およびカスティーリャとイングランドの婚姻政策によって、イングランドにおけるカスティーリャ商人の活動は活発化した。Teófilo Ruiz, *Sociedad y poder real...*, p.205. この時期のカスティーリャとイングランドとの貿易に関しては、Teófilo Ruiz, “Castilian Merchants in England, 1248-1350”; Wendy R. Childs, *Anglo-Castilian trade in the later Middle Ages*, Manchester, 1978. pp.11-39. を参照。
- (27) B. Caunedo del Potro, *Mercaderes castellanos en el Golfo de Vizcaya (1475-1492)*, Madrid, 1983.

第二章 平民騎士の社会的台頭

しかしながら、最初から、商人＝平民騎士層がブルゴス市の上層部を形成していたと言うわけではなかった。この時期のブルゴス市の政治は、《オンブレス・ブエノス》と称された人々の手で行われていた。《オンブレス・ブエノス》とは、法的、経済的、財政的側面において市会の運営に強い影響力を及ぼし、倫理的な性格として、一般市民の誰もが認める《名声》と《廉潔さ》、《誠実さ》を有する《町の誇れる》立派な人物を意味していた⁽¹⁾。そして、実際に、《オンブレス・ブエノス》は平民騎士や商人、職人を含む広範囲にわたる社会・経済的集団からなる階層であった⁽²⁾。ガルシア・ガーリョの言葉を借りれば、この階層がブルゴス市の《都市の最上層社会階層すなわち都市の有力者層》を形成していたのであった⁽³⁾。

ブルゴスの平民騎士に関する記述は、1152年に国王アルフォンソ7世が

出した特権賦与の勅令が最初であった⁽⁴⁾。ブルゴス市の平民騎士の家系としては、ブルゴス出身のサラシン家、ペレス-イバニェス家と言ったカスティーリャ出身の家系の他に、13世紀末には、既に12世紀にサンティアゴ巡礼路が生み出す多大な商業的利益に引かれてブルゴスに定着し、自分達の出身地もしくは以前の活動地であったピレネー山脈以北の市場との関係を保持していたと思われる外国人商人の子孫達であるサンチュテル家、ギリェン家、ヒラルド家や14世紀前半の最も重要な平民騎士家系であるボンファス家などが見られた⁽⁵⁾。ブルゴスの平民騎士の社会的起源が商業活動と密接に関連していたことは前述した通りである⁽⁶⁾。彼らはブルゴス市内の司教座聖堂周辺のサン・リョレンテ通り、アルマス通り、ウエルト・デル・レイ通り、サン・エステバン通りに集中して住んでいた⁽⁷⁾。もっとも、商人のみが平民騎士層を形成していたのではなかった。店舗主、小売商、書記官、徴税請負人、精肉業者なども平民騎士層の一部を形成していた⁽⁸⁾。

1255年2月22日および翌1256年7月27日付けでアルフォンソ10世が発布した勅令によって、ブルゴス平民騎士と他の《オンブレス・ブエノス》さらには一般市民との間の社会的差異が明確になった。1255年の勅令では、30マラベディー以上の価値の軍馬を所有し、盾、槍、鉄製の兜、剣、胸甲、腕甲、胴着からなる武具一式を有するブルゴス市民に対してあらゆる租税が免除された⁽⁹⁾。翌年の1256年7月27日の勅令では、前年に平民騎士に賦与された特権が、平民騎士の側近や従者でその財産が100マラベディー以下の者や平民騎士の寡婦（再婚まで）およびその遺児（16才以下の未成年）にまで適応されることが規定された⁽¹⁰⁾。この勅令には平民騎士が市会の牧草地や山林を自由に開発する権利や国王軍に参加したブルゴス市民のマルサスガ税の免除などの特権も規定されていた。もっとも、平民騎士はこれらの特権を享受するために自らが平民騎士であることを示す義務を有し、年に一度はアラルデと呼ばれる儀式において、市会の役員の前で馬と槍や甲冑などの武具一式を所有していることを証明しなければならなかった⁽¹¹⁾。このアルフォンソ10世による平民騎士への優遇措置の背景には、アンダルシア・ベティカ征服後に広大な所領を獲得し、経済的、社会的のみならず、政治的にも強力な権力をもち始めた上級貴族の隆盛を牽制しようとした国王の政治的意図を読み取ることができる⁽¹²⁾。これらの勅令

は、ブルゴス市の平民騎士がその特権的地位を保持し、その他のブルゴス市民に対する社会的、経済的、政治的優越性を強化していく絶好の契機となった。

上述の特権を得た平民騎士は、ブルゴス市内でその特権を利用して様々な行動をとった。1250年から1350年間のブルゴス市属域内で行われた土地および不動産の売買契約にも平民騎士の特権的地位が生かされた。表1(1200-1350年のブルゴスにおける不動産売買)によると、1250年以降の平民騎士の不動産購入件数の増加が読み取れる。1200年から1250年間のブルゴス属域における土地および不動産の購入者はもっぱらブルゴス司教座聖堂参事会であったのに対し、1250年以降は平民騎士が聖堂参事会にとって代わって主たる購入者となった。聖堂参事会の購買力が衰退した理由の1つには、聖堂参事会の議長職や参事職などの要職が平民騎士に占められたことが挙げられる。彼らはその地位を利用して個人として多くの土地を購入した。ペドロ・サラシン2世やペドロ・ボニファス3世はその好例である⁽¹³⁾。1250年以降に展開された土地や不動産の活発な購入活動も、『平民騎士の側近や従者でその財産が100 マラベディー以下のものは平民騎士と同様の免税特権を有する』とする1256年の勅令が深く関係していたのである。すなわち、この勅令を理由に一般担税者や自作農が平民騎士にその財産を売却し、新たに平民騎士の小作農となることによって平民騎士の免税特権に浴しようとしたのであった⁽¹⁴⁾。このような平民騎士の行動は、都市の上層階層が土地を購入して地代収入を求めるというこの時期の西ヨーロッパで広く見られた現象と変らない⁽¹⁵⁾。

表1 1200-1350年のブルゴスにおける不動産売買

	1200-1249	1250-1299	1300-1350	計
聖堂参事会	134(67.7%)	4(4.3%)	5(3.2%)	143
平民騎士	0(0.0%)	66(67.3%)	120(76.9%)	186
その他	64(32.3%)	22(28.4%)	31(19.9%)	117
計	198	92	156	446

Teófilo Ruiz, "The transformation of the Castilian Municipalities: The case of Burgos 1248-1350" *Past and Present*, 77, 1977, p.14より。

また、平民騎士は、今日の《階級意識》とでも呼べるような独自の社会的アイデンティティー感覚を徐々にもち始めていた。それは、信徒会（コフラディア）の設立という形で表現された。1250年から1350年のブルゴスにおいて、平民騎士もしくは富裕市民の2つの信徒会が存在した。ヌエストラ・セニョーラ・デ・ガモナル信徒会とサンティシモ・イ・サンティアゴ（またはレアル・エルマンダー）信徒会である。前者は、1285年にミゲル・エステバン（エステパネス）とその妻ウセンダ・プレスティネスによって設立された。その会員規約には、主に信徒会固有の宗教的祝祭、入会金、埋葬儀式などに関する規則が記されていたが、これらが彼らの社会的地位を象徴する手段の役割を果たしていた⁽¹⁶⁾。その会員数は1305年の時点で99名であった。その名簿にはボニファス家を筆頭に当時のブルゴス市の有力者が名を連ねていた。また、名簿にはそれぞれの会員の官職や職業も記されていた。それによると、この信徒会にはブルゴス市のアルカルデ全員をはじめとする同市の有力者の大多数のほか一般市民も属していた⁽¹⁷⁾。もう一つの信徒会レアル・エルマンダーは、やはり非常に貴族的性格を有していた信徒会エルマンダー・デ・ラ・バンダを手本に1338年、国王アルフォンソ11世自身によって設立された。会則によると、この信徒会は馬と武器を所有しないものを厳密に排除しており、純粹に平民騎士だけの信徒会であった⁽¹⁸⁾。1338年の時点でこの信徒会は171名の会員を有していたが、この信徒会が国王アルフォンソ11世自らの手によって創設された性格上、その数字は当時のブルゴス市の平民騎士全体の数を示すものであったと考えられる。また同時に、その人数は当時のブルゴスの全市民（6500—8000人）の2%ないし3%にあっていた⁽¹⁹⁾。アルフォンソ11世自身がこの信徒会を創設したという事実は、とくに1330—50年代が都市内の社会的緊張が高まった時代⁽²⁰⁾であったことを考慮すると、国王が他のブルゴス市民に対する平民騎士層の社会的優位性を積極的に承認したことを示している。

そのうえ、1330年代になって、平民騎士がより限定された社会集団によって構成されるようになった。このことは次のような2つの事実によって立証される。1つは、ヌエストラ・セニョーラ・デ・ガモナル信徒会の入会金が1305年の時点で2マラベディーと蠟燭1ポンドであったのに対し、1338年のレアル・エルマンダー信徒会への入会金が18マラベディーと蠟燭1ポ

ド(4 マラベディー)と当時の物価上昇の割合以上に上昇したという事実⁽²¹⁾, いま1つは, 平民騎士の所有すべき馬の価格が1256年の時点で30マラベディーであった⁽²²⁾のに対し, 1338年の時点で800マラベディーに上昇しているという事実である⁽²³⁾。これらは, 平民騎士であるための経済的制限がより厳密になったことを示している。この時期は, 平民騎士層と他の一般市民との社会的格差が絶対的となり平民騎士層が社会的に確立した時期であった。まさに, この時点でレアル・エルマンダー信徒会の会員がブルゴス市の指導的階層と化していたのである。そして, こうして確立した平民騎士の大部分は商人出身であった。商人=平民騎士の社会的確立という事実は, 奢侈令にも如実に反映されている。アルフォンソ11世は, 1338年のブルゴスにおけるコルテスで, 服装や携帯品に関して, 一般市民や騎士でない兵士がマントや赤色もしくは紫色の服地, 銀飾りのついた武器を使用することを禁止し, 平民騎士および貴族にのみそれらを許可している⁽²⁴⁾。また, 10年後の1348年のアルカラー・デ・エナーレスでのコルテスにおいて, 国王は, 平民騎士の妻に対して, 従来は貴族身分の女性にのみ使用が許されていた特定の服地の使用許可を与えた⁽²⁵⁾。このように, 平民騎士は家系騎士と同等に見なされ, 一般平民とは別個の存在として認められた。また, アルカラー法令では, 未決済の債務に基づく平民騎士の馬の没収が禁じられ, 平民騎士は新たに財政的困難から保護されることとなった⁽²⁶⁾。このように国王は, 1338年以降, 平民騎士層の法的, 社会的保護を行うことによって平民騎士が他の市民と完全に一線を画す社会階層を形成するのを助長したのであった。

以上のように見てみると, 1255年, 56年の平民騎士に対する免税特権の賦与以降, 奢侈令やその他の様々な勅令を通して, またレアル・エルマンダー信徒会の設立などを通して, 王権が平民騎士の法的, 経済的, 社会的確立に重要な役割を果たしていたことが理解できる。

注

- (1) J. Cerdá Ruiz-Funes, "Hombres buenos, jurados y regidores en los municipios castellanos de la Baja Edad Media", *Actas del I Symposium de la Historia de la Administración*, Madrid, 1970, p.472. オンブレス・ブエノスの研究に関してはこの他に, E. González Díez, *El Concejo burgalés (884-1369)*, Burgos, 1983,

- pp.289-294; C. Carlé, "Boni homines y hombres buenos", *C.H.E.*, XXXIX-XL (1964) pp.133-168 y *Del concejo medieval castellano-leonés*, Buenos Aires, 1968, pp.70-73 を参照。
- (2) プロクターおよびテオフィロ・ルイスはこの《オンプレス・ブエノス》の中に聖職者と家系騎士をも含めて考えている。E. S. Proctor, "The Interpretation of Clause 3 of the Decrees of León", *English Historical Review*, LXXXV (1970), pp.45-53; Teófilo Ruiz, *Sociedad y poder real...*, p.161.
- (3) A. García Gallo, *Curso de Historia del Derecho*, I, Madrid, 1946. p.194.
- (4) A.M.B., Sec. Hca., n.133. cit. por E. González Díez, *El concejo burgalés (884-1369)*, Burgos, 1983-1984, p.303, nota (130). 王国最初の平民騎士に関する記述は、974年のカストロヘリス村のフエロに見られるのが最初であるが、この頃からやはりブルゴス市においても平民騎士が存在していたと推測されている。12世紀全般を通じて、平民騎士は国王から様々な特権を勅令によって与えられていった。詳細は *ibid.*, pp.301-303を参照されたい。
- (5) Teófilo Ruiz, "Prosopografía burgalesa...", *B.I.F.G.*, n.184, 1975.
- (6) Teófilo Ruiz, "The Transformation of the Castilian Municipalities...", pp.3-32; "Prosopografía burgalesa...", p.482-499; *Sociedad y poder real...*, pp.121-144.
- (7) *Crónica de Fernando IV*, p.108; *Crónica de Alfonso XI*, p.245. および I. García Rámila, "Evolución histórica e interpretación paleográfica de las tres sucesivas 'Reglas' por las que rigió su vida corporativa la famosa cofradía titulada 'Del Santísimo y Santiago Apóstol de la ciudad de Burgos'", *B.I.F.G.*, 174, 1970, pp.14-16. を参照。
- (8) J. García Sáinz de Baranda, "Primitiva Regla escrita de la cofradía de Nuestra Señora de Gamonal", *Boletín de la Comisión Provincial de Monumentos Históricos Artísticos (B.C.M.H.A.)*, n.65, 1938, pp.163-164.
- (9) A.M.B., Sec. Hca., n.138. cit. por *Colección Documental*, n.29.
- (10) A.M.B., Sec. Hca., n.115. cit. por *Colección Documental*, n.33.
- (11) アラルデに関しては C. Pescador, "La caballería popular en León y Castilla", *C.H.E.*, XXXIX-XL, pp.192-195. を参照。
- (12) アルフォンソ10世が上級貴族層の隆盛を牽制した証拠としては、彼が上級貴族に対して出した1252年と1258年の奢侈令からも窺える。国王は、上級貴族に対して絹製およびゾイタチの毛皮の衣服、銀製の装飾品の使用を禁止し、それらの使用を国王および王族に限定することによって上級貴族の生活様式を規定し、王家の権威を保とうと意図した。Teófilo Ruiz, *Sociedad y poder real...*, pp.154-155; A.M.B., clasif. 1391 y 1397. cit. por *Colección Documental*, n.27 y 34; *Cortes de León y de Castilla*, I, pp.54-63, (Cortes de Valladolid de 1258); これらの奢侈令の詳細に関しては、芝 紘子、『カスティーリャ王国における13世紀の奢侈令制定の意味』, 名古屋女子商科短期大学『紀要』, 28, 1988, p.99-95 を参照。

- (13) このような土地購入の動きは、サラシン家やボニファス家、フリヤス家と言った有力家系に限られなかった。マルティン・マルティネスの例に見るように、土地の購入は平民騎士になるための重要な社会的条件であったと思われる。Teóforo Ruiz, *The transformation of the Castilian municipalities...*, pp.467-480を参照。
- (14) A.M.B., Sec. Hca., n.115. cit. por *Colección Documental*, n.33; Teóforo Ruiz, *Sociedad y poder real...*, pp.167-168.
- (15) *Cambridge Economic History of Europe*, III, Cambridge, 1963, p.32. テオフィロ・ルイスは、1250年から1300年の時代に関して、《繁栄したブルゴス商人は中世期の他のヨーロッパの商人と同様、その稼ぎを土地に投資した》と述べている。Teóforo Ruiz, "The transformation of the Castilian Municipalities: The case of Burgos 1248-1350" *Past and Present*, 77, 1977, pp.14-15. カスティーリャ王国におけるこの現象に関しては、C. Sánchez Albornoz, *España, un enigma histórico*, II, p.53; C. Carlé, *Del concejo medieval...*, p.69 を参照。
- (16) J. García Sáinz de Baranda, "Primitiva Regla escrita de la cofradía de Nuestra Señora de Gamonal", *B.C.M.H.A.*, 66 (1938), pp. 159-164.
- (17) ガルシア・サインス・デ・バラングは、ヌエストラ・セニョーラ・デ・ガモナル信徒会の騎士的性格を指摘している。J. García de Baranda, "Primitiva Regla escrita de..." , p.160. その具体的な会員名に関しては、*ibid.*, pp.163-164 および Teóforo Ruiz, "Prosopografía ..." , pp.482-499 を参照。この信徒会は、もちろんその構成員の大部分に共通の商業的利益を追求する役割をも有していた。そして、16世紀には《商人達の信徒会》として知られていた。C. Sánchez Albornoz, *España, un enigma histórico*, II, p.145.
- (18) I. García Rámila, "Evolución histórica e interpretación paleográfica de tres sucesivas Reglas por las que rigió su vida corporativa la famosa cofradía, titulada 'Del Santísimo y Santiago Apóstol de la Ciudad de Burgos'", *B.I.F.G.*, 174 (1970), pp.1-41. 具体的な会員名に関しては特に pp.14-16. を参照。
- (19) Teóforo Ruiz, *Sociedad y poder real...*, p.176.
- (20) *Ibid.*, pp.187-188.
- (21) *Ibid.*, p.175.
- (22) A.M.B., clasif. 115, (27-VII-1256) cit. por *Colección Documental*, n.33.
- (23) "E los cauallos que cada vno ouiere de traer segun este ordenamiento que sean de quantia de ochoçientos mas. odende arriba e non de menos..." , *Cortes de León y de Castilla*, I, cap.19, p.451.
- (24) *Cortes de León y de Castilla*, I, p.455.
- (25) *Ibid.*, I, p.621.
- (26) *Ibid.*, I, cap.35, p.518, "...tenemos por bien que por debda que deuan los caulleros ootros quales quier delas nuestras çidades e villas e logares que mantouieren cauallos e armas, queles non sean prendados los cauallos e armas de su cuerpo."

第三章 寡頭支配者層の成立

ブルゴスの商人＝平民騎士層の法的、経済的、社会的確立は彼らに政治的権力をもたらした。ブルゴスの平民騎士は同市の官職を次第に独占していき、政治的にも確立したのである。しかしながら、全ての平民騎士が都市政治の支配権に浴したわけではなかった。13世紀半ば以降、ブルゴス市の行政はサラシン家やボニファス家、プレスティネス家、マテ家、フリアス家といった特定の少数有力家系の手に徐々に落ちていった。彼らは互いに婚姻関係を結び、大きな家系集団を形成していた(サラシン家＝ボニファス家＝プレスティネス家およびマテ家＝フリアス家の家系集団)。このような寡頭支配者層の成立の過程に関して、テオフィロ・ルイスは、①《ブルジョワジー》が全体としてブルゴス市の政治を支配する段階、②平民騎士が馬と武器を所有せず免税特権を享受しない非平民騎士を新たに排除する段階、③14世紀半ばに勅令に基づき少数支配が確立する段階の3段階に分けている⁽¹⁾。

このような寡頭支配者層成立の過程は、王権の都市介入政策と平行して生じ、後者が前者にとって重要な役割を果たしていた。また、この過程は、都市が集团的裁判権領主として発展する過程とも同時に進行した⁽²⁾。本章では、紙数の関係上、王権による都市政治への介入政策を追いながらブルゴス市の寡頭支配者層の成立過程を紹介するに止め、市政体の諸組織やその機能に関しては別の機会に論じたい。

ゴージェ・ダルシェによると、カスティーリャ王国において、王権による都市政治への介入政策が始まるのは1220年代、フェルナンド3世の治世からであった⁽³⁾。王権の都市への介入が政策として行われるようになった時期と、カスティーリャ王国が最大の領土拡大を経験した時期とが一致していることは非常に興味深い。レコンキスタに果たした諸都市の経済的、軍事的役割は大きく、王権は都市から効率良くその能力を引き出すために都市内部の政治的統制力の増加を必要としたと考えられる。この時期以前にも、国王任命の判事(アルカルデ)が都市に派遣されることはしばしばあり、王権が都市の司法行政に個別的に介入したことは確かであるが、それまでの都市行政は、基本的には、市民の中から選出された役人によ

て行なわれていた⁽⁴⁾。王権がブルゴス市をはじめ、カスティールヤ諸都市に体系的に介入し始めたのはアルフォンソ10世の時代からであった⁽⁵⁾。

アルフォンソ10世は1255年8月25日にブルゴス市にフエロ・レアルを賦与した⁽⁶⁾。理論上、このフエロ・レアルは、ブルゴス市が従来から有していた都市慣習法（フエロ・デ・ブルゴス）に代わって同市の新たな法規範となった。ブルゴス市が王国の《首都》であり、国王の権力が直接的に及ぶところの、いわゆる御膝元であったことを考慮すると、フエロ・レアルは、ブルゴス市にとって、同市に賦与された《欽定》都市法の意味合い以上に、同市に対して出された国王命令として受けとめられたと考えられる。国王によるフエロ・レアルの賦与には、王権の都市への法的介入という側面の他に政治的介入という側面も含まれていた。というのも、このフエロ・レアルには《国王によって任命されたアルカルデ以外は裁判を行なってはならない》⁽⁷⁾と規定されており、この条項は、まさに都市の司法行政を担当するアルカルデを国王が任命するという点で、国王の都市への政治的介入を前提としていたからである。もっとも、これ以降、直ちに市民に選出されるアルカルデ（市会判事）が国王任命のアルカルデ（国王判事）にとってかわられるわけではなかったが、徐々に、後者は従来前者が有していた全ての権能を吸収していくことになる。また一方、フエロ・レアルの別の条項で、国王アルフォンソ10世は、アルカルデと並んで12名の《オンブレス・ブエノス》からなる教区代表を都市行政執行部として認めている⁽⁸⁾。この時に創設された、教区代表の《オンブレス・ブエノス》からなる役職はフラドと呼ばれ、住民共同体の利害を代表する評議会組織であり、法的、政治＝行政的性格をもった一連の機能を有していた⁽⁹⁾。

アルフォンソ10世の都市介入政策はサンチョ4世によっても受け継がれた。サンチョ4世は、1285年4月26日に発した勅令で、12名の《オンブレス・ブエノス》からなるフラド職の権能を明確にし、都市行政の執行部としての役割を決定付けた。フラド職は、罪人の逮捕から起訴に至るまでの厳密な意味での警察的機能から公共事業の発注や入札と言った行政的機能、さらに租税の徴収や徴税請負といった財政的機能と広範囲にわたる機能を有していた。また、国王はこれと同時に、アルカルデに対して従来禁じられていた都市一般行政への介入を認めた⁽¹⁰⁾。この時点でカルレーが言うところ

ころの《限定的》市会が誕生したのである⁽¹¹⁾。このような《限定的》市会は、すでに1254年にセビーリャ、1267年にムルシアでアルフォンソ10世の手で創設されていた⁽¹²⁾。

しかしながら、国王による都市司法権へのこのような介入政策は、無抵抗に都市に受け入れられたのではなかった。1286年のパレンシアにおけるコルテスでは、国王に対して、都市の《オンブレス・ブエノス》に司法権の行使を任せ、都市から国王任命のアルカルデを排除するよう求める請願がなされている⁽¹³⁾。この時、国王サンチョ4世はこの請願を受け入れたが、市会もしくは市民の多数が要請した場合の国王アルカルデの派遣の可能性を保留した。しかし、これ以後も都市に国王任命アルカルデが送り込まれ続けたことは、国王アルカルデに支払う俸給の財政的負担の大きさと彼らが及ぼす害悪を訴える請願がコルテスが開催されるごとに繰り返行われたという事実が示している⁽¹⁴⁾。そして、1349年のレオンでのコルテスにおいて、国王アルフォンソ11世は、場合によっては都市の要請なしに国王アルカルデの派遣がありうることを新たに述べ、アルカルデの任命に関する国王の自由裁量権を前面に打ち出した⁽¹⁵⁾。

アルフォンソ10世の死からアルフォンソ11世の成人宣言に至る時期は、ウベダ、コルドバ、トレド、パリアドリード、セゴビア、アビラ、サモラ、ソリア、ムルシアなどのカスティーリャの諸都市が様々な社会抗争を経験した時期であり、その対立は特権的平民騎士と担税者、特権的平民騎士と比較的富裕な中間層との間に見られた⁽¹⁶⁾。それほど激しくはなかったものの、ブルゴスもその例外ではなかった。ブルゴス市内において、平民騎士の社会的、政治的、経済的地位の変化につれて、彼らと他の市民層との関係も変化した。1330年代は、ブルゴス平民騎士層が他のブルゴス市民との関係において確立する時期であるということは前述した通りである。テオフィロ・ルイスは、サラシン家⁽¹⁷⁾とポニファス家の研究を通して、1322年以降、市会の全ての役人(アルカルデやメリーノ)、市政の参加者および国王行政官となるブルゴス市民のほとんど全ては平民騎士であったという⁽¹⁸⁾。1330年から1350年の20年間は、不安と闘争に満ちた時代であった。この時期、ブルゴスの平民騎士は周辺地域の貴族によるブルゴス属村への侵略と、平民騎士の免税特権に不満を抱く担税者や平民騎士以外の《オンブレス・

プエノス》の抗議という二方面からの攻撃に晒されていた⁽¹⁹⁾。アルフォンソ11世は、幼少期の混乱で失墜した王権の建て直しと都市行政の円滑な運営を意図して、1327年に国王アルカルデを任命すると同時に、都市の役人に対する市民の苦情を効率良く処理するために国王任命職であるアルグワシル職を新たに設置した⁽²⁰⁾。また、1332年4月20日、ブルゴス市に対して1285年のサンチヨ4世の勅令を確認し、フラドの財政的、行政的機能を再規定した⁽²¹⁾。そして、1337年11月25日、ブルゴス市に対して治安維持のための勅命を出した⁽²²⁾。それは、議会開催中に武器を使用した者への重刑(手首切断や死刑)、係争で武器を使用した者のブルゴス市からの追放、議会に武器を携帯した役人の拘留(60日間)を定めていた。この勅令は、当時のブルゴス市において、特権的平民騎士と免税特権を持たない他の市民との間の対立に端を発する無秩序と暴力が横行し、極めて強い社会的緊張状態が存在したことを暗示している。

1345年5月9日、国王アルフォンソ11世は12名のフラドに代えて、新たに国王任命の16名のレヒドールと称する人々からなる都市の行政執行部を設置した。国王がブルゴス市の秩序回復、治安維持を意図してこの勅命を発したことは、その冒頭部で明白である⁽²³⁾。ブルゴス市において、新たにレヒドールに任命された16名は全て平民騎士であった⁽²⁴⁾。しかしながら、この改革に関して重要なことは、レヒドールの人数ではなく、国王がこれ以降、都市の政治権力の独占権をどのような人物、どのような社会階層に与えたかを知ることである。この意味において、レヒドールの家系や職業を調べる必要がある。

アルフォンソ11世によってこの時に任命された16名のレヒドールは次のような人物であった⁽²⁵⁾。

① ラモン・ボニファス：1331年、1334年、1338年にアルカルデ。レアル・エルマンダー信徒会会員。ボニファス家。(彼の兄弟のペドロ・ボニファス3世はブルゴス司教座の聖堂参事会議長を務めた。彼の息子のラモン・デ・プレスティネス、フワン・ロペス、ペロ・ボニファス4世もレアル・エルマンダー信徒会会員であった。)

② フェラン・ガルシア・デ・アリエルサ(アルセルサ)：レアル・エルマンダー信徒会会員。(一族のフワン・ガルシア・デ・アリエルサもレアル・エルマンダー信徒会会員であった。)

③ ロペ・ペレス：1334年，1338年にアルカルデ，レアル・エルマンダー信徒会会員。(彼の父ロペ・ペレス1世は，1295年に都市代表，1302年に国王アルカルデ，1309年に市会アルカルデ，1310年にフラドを務めた。)

④ アルフォンソ・サンチェス・デ・ペレーリャ：ヌエストラ・セニョーラ・デ・ガモナル信徒会，およびレアル・エルマンダー信徒会会員，1338年にアルカルデ。(彼の兄弟のガルシア・サンチェスもレアル・エルマンダー信徒会会員であった。)

⑤ フワン・ギリエン：1273年にアルカルデ，ヌエストラ・セニョーラ・デ・ガモナル信徒会およびレアル・エルマンダー信徒会会員，ギリエン家。

⑥ ギリエン・ファブレ：フワン・ギリエンの兄弟，1338年にアルカルデ，ヌエストラ・セニョーラ・デ・ガモナル信徒会およびレアル・エルマンダー信徒会会員，ギリエン家。

⑦ ベルナル・デ・プレスティネス：ラモン・ボニファスの兄弟，1350年にアルカルデ，レアル・エルマンダー信徒会会員，ボニファス＝プレスティネス家。(彼の姻戚者には，有力な商人であり，1338年にアルカルデを務めたヒラルテ・デ・プレスティネスがいる。)

⑧ ミゲル・ガルシア・デ・ゴリアス：伝統的商人家系，レアル・エルマンダー信徒会会員。(彼の兄弟のアルフォンソ・ガルシア・デ・ゴリアスとその息子3名もレアル・エルマンダー信徒会会員であった。)

⑨ ディエゴ・マルティネス・デ・サント・ドミンゴ・デ・シロス：ブリュージュで商業活動を展開。レアル・エルマンダー信徒会会員。(彼の兄弟のゴンサロ・マルティネスもレアル・エルマンダー信徒会会員であった。)

⑩ ロストロ・ボニファス：ラモン・ボニファスの兄弟，1311年にアルカルデ，ヌエストラ・セニョーラ・デ・ガモナル信徒会およびレアル・エルマンダー信徒会会員。ボニファス家。(彼の息子ペロ・ボニファス5世もレアル・エルマンダー信徒会会員であった。)

⑪ シモン・ゴンサレス：レアル・エルマンダー信徒会会員。

⑫ ゴンサロ・ヒル：国王の大膳役 (cocinero mayor del rey)，レアル・エルマンダー信徒会会員。

⑬ フワン・ルイス・デ・サンチストル(サンチェステル)：レアル・エルマンダー信徒会会員，サンチェステル家。

⑭ フワン・トラパス：リアル・エルマンダー信徒会会員。(フェラン・トラパスとペドロ・トラパスもリアル・エルマンダー信徒会会員であった。)

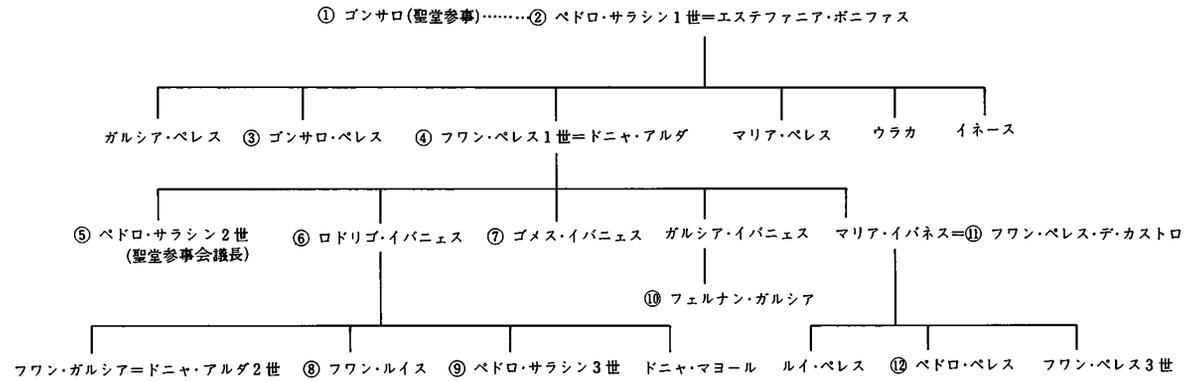
⑮ フワン・マテ：1338年にアルカルデ，リアル・エルマンダー信徒会会員；マテ＝フリアス家。(ブルゴス市の重要な商人家系で，ヌエストラ・セニョーラ・デ・ガモナル信徒会には5名，リアル・エルマンダー信徒会には13名の会員を出していた)。

⑯ ヒル・ゴンサレス：リアル・エルマンダー信徒会会員。(彼の兄弟のサンチョ・ゴンサレスはヌエストラ・セニョーラ・デ・ガモナル信徒会に属し，1305年にはアルカルデを務めた)。

このリストから判るように，アルフォンソ11世にレヒドールとして任命された人々は，ヌエストラ・セニョーラ・デ・ガモナル信徒会やリアル・エルマンダー信徒会に所属し，市会においてアルカルデ職やフラド職などの役職に就いていた既存の都市上層階層の出身者，すなわち，ボニファス家，プレスティネス家，マテ家，ギリェン家，サンチェステル家といった有力家系の出身者であった。アルフォンソ11世が，従来から都市行政において重要な役割を果たしていた集団からレヒドールを任命したという事実は，国王がこの改革を通して，それまでは自らの富と国王に与えられた特権によって得た権力に基づいて市民の代表となっていた人々の支配的地位を法的に認めたことに他ならない。

また，この勅令の中で，国王は，アユンタミエント（レヒドールとアルカルデ，メリーノ，エスクリバーノ・マヨールからなる市議会）の機能の大枠を定め，さらに，レヒドールの職務および権限（市財産の管理，徴税，財政管理，公共事業，下級官吏の任命，市条例制定など）を規定する²⁶⁾一方で，レヒドール職を終身制とした。この官職の終身的性格は，その相続の可能性を内包するものであり，官職の家産化を招く第一歩となった²⁷⁾。都市官職が家産化され，世襲的に特定家系に受け継がれていくとき，厳密な意味でのブルゴス市の寡頭支配者層が誕生するのである。

サラシン家の家系図



Teófilo Ruiz, "Prosopografía burgalesa...", p.481.

表2 サラシン家の役職

- ① ゴ ン サ ロ：聖堂参事
- ② ペドロ・サラシン1世：アルカルデ…1187, 1193, 1195, 1196, 1199, 1200, 1202, 1203, 1207, 1208, 1210, 1211, 1212年.
- ③ ゴンサロ・ペレス：バルプエスタ助祭長, サラス修道院長
- ④ フワン・ペレス1世：アルカルデ…1221, 1222, 1223, 1225, 1226, 1227, 1228, 1248, 1253年.
- ⑤ ペドロ・サラシン2世：パレンスエラ助祭長(1256年), ララ助祭長(1260年), バルプエスタ助祭長(1262年), 聖堂参事会議長(1262年-)
- ⑥ ロドリゴ・イバニェス：アルカルデ…1259, 1275, 1279年. 都市代表(1268年), サンチョ親王財政官(1279年)
- ⑦ ゴメス・イバニェス：アルカルデ…1273, 1288年.
- ⑧ フワン・ルイス：都市代表…1275, 1278年, アルカルデ(1294年)
- ⑨ ペドロ・サラシン3世：サン・ルカス施薬院長(1287年), 聖堂参事(1291年)
- ⑩ フェルナン・ガルシア：アルカルデ(1268年), 都市代表(1268年)
- ⑪ フワン・ペレス・デ・カストロ：メリーノ・レアル…1273, 1293年
- ⑫ ペドロ・ペレス：都市代表(1278年), アルカルデ…1293, 1294, 1313年

Teófilo Ruiz, “Prosopografía burgalesa...”, pp.467-480および
Sociedad y poder real..., pp.121-144より作成

注

- (1) Teófilo Ruiz, *Sociedad y poder real...*, p.178.
- (2) ブルゴス市は1255年7月18日にアルフォンソ10世から、ララ、バルバディーリョ・デル・メルカード、ピリャフランカ・モンテス・デ・オカ、ピリャディエゴ、ベルミンブレの諸村落を下賜されて以来、次々と属村を獲得し、それらに市の裁判権を及ぼして集团的裁判権領主としての地位を築いていく。J. A. Bonachía, *El concejo de Burgos...*, pp.32-39; E. González Díez, *El concejo burgalés...*, pp.161-183.
- (3) J. Gautier Dalché, *Historia urbana de León y Castilla en la Edad Media (siglos IX-XIII)*, Madrid, 1979.
- (4) E. González Díez, *El concejo burgalés (884-1369)*, p.408-410. を参照。
- (5) アルフォンソ10世期の王権とブルゴス市との関係に関しては、C. de Ayala Martínez, *La monarquía y Burgos durante el reinado de Alfonso X, Cuaderno de Historia Medieval*, 7, Madrid, 1984 を参照。
- (6) A.M.B., Sec. Hca., n.115, cit. por *Colección Documental*, n.33.
- (7) “Nengun ome non sea osado de judgar pleitos si non fuere alcalle puesto por el rey,...”, *Fuero Real del Rey don Alfonso el Sabio*, la Real Academia de la Historia, Madrid, 1836 (Edición Facsímil, Valladolid, 1979), p.17 (Libro I, título VII, ley 2)
- (8) “Los alcalles con los doce omes bonos de las collaciones que dier el concejo,...”, *ibid.*, p.18 (Libro I, título VII, ley 3)
- (9) フラドに関しては E. González Díez, *El concejo burgalés (884-1369)*, pp.415-422; J. Cerdá Ruiz-Funes, “Hombres buenos, jurados y regidores...”, pp.173-180; “Jurados, iurats, en municipios españoles de la Baja Edad Media (Reflexiones para una comparación)”, *Historia Instituciones Documentos*, 14, 1987, pp.27-39を参照。
- (10) A.M.B., Sec. Hca., n.2774, cit. por *Colección Documental*, n.141. および A. M.B., Sec. Hca., n.2773. cit. por E. González Díez, *El concejo burgalés (884-1369)*, pp.419-422; J. Cerdá Ruiz-Funes, *Hombres buenos, jurados...*, pp. 173-180. テオフィロ・ルイスは、これらのフラドが理論上、市民によって選出されていたとしても、国王は必要に応じて彼らを任命する権利を有していたと主張している。Teófilo Ruiz, *Sociedad y poder real...*, pp.184-185.

- (11) C. Carlé, *Del concejo medieval castellano-leonés*, Buenos Aires, 1968, p.107.
- (12) J. Cerdá Ruiz-Funes, "Hombres buenos, jurados y regidores...", pp.174-175. ブルゴス市に関しても, 1268年3月25日付けのアルフォンソ10世の勅令にその存在がうかがえる。(A.M.B., Sec. Hca., n.99, cit. por *Colección Documental*, n.41.
- (13) "Et otrossi tengo por bien de tirar los iuyzes e los alcalles e las justicias que auia puestas en las villas e los otros mayoresales que andauan por la tierra, a que llamauan guardianes; et yo que ffie la mi justicia en omnes buenos de cada villa quela fffagan por mi, e a los quela non ffezieren commo deuen que torne yo por ello a ellos, e alo que ouieren. Perossi en algunas villas entendieren queles cumple juys o justicia o alcalle, e me lo pedieren el concejo o los mas del lugar, que yo que gelo dé tal que non sea deffuera de mio sennorio, que sea del rregno onde ffuere el julgado ...", *Cortes de León y de Castilla*, I, p.96, pet. 4.
- (14) *Ibid.*, I, Cortes de Valladolid de 1293, pet.4, p.120; Cortes de Zamora de 1301, pet.6, p.153; Cortes de Medina del Campo de 1305, pet.5, pp.170-171; Cortes de Valladolid de 1307, pet.13, p.190; Cortes de Valladolid de 1312, pet.81, p.216; Cortes de Palencia de 1313, pet.22, p.226; Cortes de Burgos de 1315, pet.21, p.279; Cortes de Carrión de 1317, pet.29, pp.311-312; Cortes de Valladolid de 1325, pet.11, pp.376-377.
- (15) "...tenemos por bien de non dar juez, saluo quando lo pedieren todos los o la mayor parte dellos, o quando entenderemos delo poner que cumple para nuestro seruiçio por algund minguamiento que aya en alguna uilla dela nuestra justicia;...", *Cortes de León de 1349*, *ibid.*, I, pet.8, p.630.
- (16) J. Valdeón Baruque, *Los conflictos sociales en el Reino de Castilla en los siglos XIV y XV*, pp.65-81, Madrid, 1975.
- (17) サラシン家の家系図および役職表を参照。サラシン家はおおよそ100年もの間、ブルゴス市において、宗教的、社会的、経済的、政治的に重要な地位を占めていたのだが、14世紀初頭に史料から姿を消している。テオフィロ・ルイスはサラシン家が貴族化し農村部に引き籠もったからだと考えている。Teófilo Ruiz, "Prosopografía burgalesa...", p.476.
- (18) Teófilo Ruiz, *Sociedad y poder real...*, p.178. また、1334年におけるフラドは Marín Pérez, Ferrán García, Juan López, Gil Pérez, Miguel Pérez, García Fernández del Huerto del Rey, Martín Sánchez, Garcí Fernández であった。それぞれの人物に関しては、Teófilo Ruiz, "Prosopografía burgalesa. Sarracín y Bonifaz", pp.482-499 を参照。サラシン家の家系図および役職表を随時参照され

たい。

- (19) Teófilo Ruiz, *Sociedad y poder real...*, pp.187-188. 担税者の不満に関しては, *Cortes de León y de Castilla*, I, pp.241-243 (Cortes de Palencia de 1313); pp.287-288 (Cortes de Burgos de 1315); p.360 (Cortes de Valladolid de 1322); p.383 (Cortes de Valladolid de 1325) を参照。
- (20) A.M.B., Sec. Hca., n.2697. *Colección Documental*, n.188; Teófilo Ruiz, *Sociedad y poder real...*, p.187; *Historia de Burgos*, II, p.166.
- (21) *Colección Documental*, n.194.
- (22) A.M.B., Sec. Hca., n.1388; *Colección Documental*, n.207; *Historia de Burgos*, II, p.169.
- (23) "... porque en los concejo vienen muchos omes a poner discordia e destoruo en las cosas que cumplen e se deuen fazer e ordenar por nuestro seruiçio e por pro comunal de la dicha çibdad e de sus vasallos e de sus aldeas e de su termino,..." A.M.B., Sec. Hca., n.80. cit. por *Colección Documental*, n.215. および J. A. Bonachía, *El concejo de Burgos en la Baja Edad Media (1345-1426)*, Valladolid, 1978, pp.151-154. Apéndice documental n.5. レヒドールの数は都市によって異なっていたが、大体において12名から18名の間であった。サモラではアルフォンソ11世の改革以前には19名のフェスがおり、そのうち2名が国王任命、1名が司教任命、残りの16名が市民から選出されたものであった。そして、この16名がレヒドールとなった。E. Fernández-Prieto, *Nobleza de Zamora*, Madrid, 1953, p.26. シウダー・ロドリゴでは、13世紀から存在していた13名のフラドから12名のレヒドールに替わった。A. Bernal Estévez, *Ciudad Rodrigo en la Edad Media*, Salamanca, 1981, p.83. また、ムルシアのように、1325年には40名、1333年には24名、後には30名とレヒドールの数が頻繁に変化した都市もあった。J. Torres Fontes, "El concejo murciano en el reinado de Alfonso XI", *A.H.D.E.*, XXII, 1963, pp.139-159.
- (24) レオンに関してもレヒドールは全員平民騎士であった。C. Estepa Díez, *Estructura social de la ciudad de León*, 1977, p.486. セビーリャでは家系騎士と平民騎士が市の官職を占めていたが、1337年以降は前者が官職を独占するようになった。M. A. Ladero Quesada, *Historia de Sevilla. II: La ciudad medieval (1248-1492)*, Sevilla, 1976, pp.135-136. サモラでは、1345年、平民騎士と市民がレヒドール職を半分ずつ占めた。E. Fernández-Prieto, *Nobleza de Zamora*, p.26. ウベダとバエサでは、1345年、2名の平民騎士と10名の市民がレヒドール職を占めた。M. A. Ladero Quesada, *Andalucía en el siglo XV. Estudios de Historia Política*, Madrid, 1973, p.87.

- (25) "...e por esto tenemos por bien de fiar todos los fechos del concejo sobredicho de estos que aqui diran: Ramon Bonifaz, e Fernand García de Arielça, e Lope Perez, e Alonso Sanchez de Parella, e Juan Guillen, e Guillen Fabre, e Bernaldo de Prestines, e Miguel García de Gorias, e Diego Martínez de Santo Domingo de Sylos, e Rostro Bonifaz, e Symon Gonçalez, e Gonçalo Gil,... e Iohan Royz de Santdristol, Juan Trapaz e Juan Mathe,... e Gil Gonçalez,...", J. A. Bonachía, *El concejo de Burgos en la Baja Edad Media (1345-1426)*, Valladolid, 1978, pp.151-154. Apéndice documental n.5 より抜粋。Teófilo Ruiz, *Sociedad y poder real...*, pp.194-198; E. Gonzalo Díez, *El concejo burgalés...*, pp.432-433.
- (26) ボナチアは、『国王によって任命されたレヒドールの権限は、ある程度までは万能である。アルカルデの裁判的機能、メリーノやエスクリバーノ・マヨールの権限に属する補助的機能を別にすると、その他の全ての市の職務は、レヒドールの権限内にあると言える』と述べている。J. A. Bonachía, *El concejo de Burgos...*, p.74. レヒドールの権能に関しては、E. Gonzalo Díez, *El concejo burgalés...*, pp.434-435 が簡潔にまとめている。
- (27) F. Tomás y Valiente, "Origen bajomedieval de la patrimonialización y la enajenación de oficios públicos en Castilla", *Actas del I Symposium de Historia de la Administración*, 1970, p.141.

結論に代えて

ブルゴスの商人＝平民騎士は、13世紀後半から14世紀前半にかけて徐々にブルゴス市における支配的地位を確立していく。ブルゴス商人がその商業活動を有利に展開することを可能にした歴代国王による諸特権の賦与、アルフォンソ10世による商人＝平民騎士の免税特権の賦与、アルフォンソ11世によるレアル・エルマンダー信徒会の設立や奢侈令に見られる平民騎士の貴族的生活様式の容認など、ブルゴス平民騎士の経済的、社会的、法的確立にとって王権が果たした役割は重要である。また、平民騎士の経済的、社会的、法的確立は彼らに都市政治の支配権をもたらすが、それに際しても王権が重要な役割を果たしていた。アルフォンソ10世のフエロ・レアルの賦与に盛り込まれた国王のアルカルデ任命権、フラド職の創設から1345年のアルフォンソ11世によるレヒミエント制の導入に至る国王の都市への介入政策の過程は、ブルゴス平民騎士が徐々にブルゴス市の政治的支配を確立していく過程であり、一方、国王にとって、それは都市内部の政治的同

盟者を平民騎士層、とりわけ少数の有力家系に選定する過程でもあった⁽¹⁾。

このレヒミエント制の導入に関しては、従来から『カスティーリヤの市政体の歴史の中で最も重要な改革』⁽²⁾として、また、カスティーリヤ『市政体自治曲線』の頂点を画する改革として評価されている⁽³⁾。伝統的な解釈によれば、この市政体改革が市民全体の政治的機構としての《民主的な》住民総会に終止符を打ち、それに代わって国王に任命された役人による閉鎖的な市参事会の成立、すなわち《開放型市会》から《閉鎖型市参事会》への移行をもたらしたとされていた。しかしながら、ブルゴスをはじめ、カスティーリヤ諸都市において、13世紀半ば以降に寡頭支配化傾向が見られており、アルフォンソ11世の改革以前からすでに王権による都市政治への介入が市政体形態の移行を徐々に進行させていたことは明白である⁽⁴⁾。この意味において、アルフォンソ11世の改革は、ブルゴス市をはじめカスティーリヤ諸都市の政治的構造に急激な変化をもたらしたわけではなく、都市政治に関して以前から存在した《事実》上の状況を、《法的》に承認したものにすぎないと言える⁽⁵⁾。しかしながら、従来の伝統的な解釈が有効でないからといって、この改革の重要性が失われるわけではない。アルフォンソ11世によるレヒミエント制の導入は、王国の主要都市が同一の制度によって統治されるという意味において王国の統一化をもたらした。この改革を契機として、カスティーリヤ諸都市の《自治権》の喪失はさらに明白な形で進行し、カトリック両王期のコレヒドール制の確立へとつながっていくのである⁽⁶⁾。

本稿は、13世紀半ばから14世紀前半にかけてのブルゴス市の寡頭支配者層の発展と王権との関係について述べた。しかしながら、当時のブルゴス社会、ひいてはカスティーリヤ社会を理解するには、その他の様々な問題、例えば、都市の諸制度、教会財産と聖堂参事会、慈悲団体と貧困、市政体の財政機能、手工業生産、商業活動の発展と商業資本、都市への食糧供給と市場統制、社会抗争、集团的裁判権領主としての都市の機能などの問題を総合的に研究する必要がある。また、14世紀後半から15世紀を通しての都市の寡頭支配者層に関しては、寡頭支配者層の市政体内部での機能、寡頭支配者層を主体とする都市と農村との関係、寡頭支配者層の封建社会内部での役割といった問題も今後の研究課題となろう⁽⁷⁾。

注

- (1) この時期の都市と王権に関しては、H. Casado Alonso, "Las relaciones poder real-ciudades en Castilla en la primera mitad del siglo XIV", *Génesis medieval del Estado Moderno: Castilla y Navarra (1250-1370)*, Valladolid, 1987, pp.193-215 を参照。
- (2) R. Gibert, *El concejo de Madrid...*, p.123.
- (3) C. Carlé, *Del concejo medieval castellano-leonés*, p.229.
- (4) ブルゴスに関しては、テオフィロ・ルイスの既述の諸研究を参照。レヒミエント制が導入された時点で、バリャドリードではトバル家とレオヨ家、サラマンカではサント・トメー家とサン・ベニト家、セゴビアでは、ディア・サンス家とフェルナン・ガルシア家が都市官職をほぼ独占した。A. Rucquoi, *Valladolid en la Edad Media*, pp.262-264; C. I. López Benito, *Bandos nobiliarios en Salamanca*, Salamanca, 1983, pp.65-93; M. Santamaría Lancho, "Del concejo y su término a la comunidad de ciudad y tierra: Surgimiento y transformación del señorío urbano de Segovia (siglos XIII-XVI)", *Studia Historica*, II, vol.3, 1985, pp.83-116.
- (5) E. González, *El concejo burgalés...*, p.423; C. Estepa Díez, *Estructura social de la ciudad de León*, p.486.
- (6) ミトレは、このレヒミエント制の導入から、諸都市への国王代理人（ペスキンドール、エンメンダドール）の派遣の段階を経てコレヒドール制の確立へとつながる王権による都市支配の過程を指摘している。E. Mitre Fernández, *La extensión del régimen de corregidores en el reinado de Enrique III de Castilla*, Valladolid, 1969.
- (7) 中世後期のブルゴス社会に関する近年の研究動向および問題点に関しては、J. A. Bonachía Hernando, "Algunas cuestiones en torno al estudio de la sociedad bajomedieval burgalesa", *La ciudad de Burgos. Actas del congreso de historia de Burgos*. León, 1985, pp.59-82 を参照。